

【質問】

入院時の病衣代やおむつ代について、高額な請求をされた。保険医療の自己負担以外に請求してよいのか。

【回答】

病衣代やおむつ代のような療養の給付と直接関係ないサービス等は、社会保険医療とは別に提供されるものであるため、保険医療機関等と患者の同意に基づき費用の徴収をしても良いことになっています。

費用徴収する場合の手続きとして、保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に費用徴収に係るサービス等の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示しておくこと、患者からの費用徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収すること、患者から費用徴収した場合は、他の費用と区別した内容のわかる領収証を発行することとされています。

医療機関が一方的に（患者の選択によらずに）サービスを提供することは適切でないため、入院する時に、医療機関に対して「必要な物品は患者側で用意したい。」と相談してみてください。

【参考通知】

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について（令和8年3月27日付け保医発0327第7号）